

旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令  
案について（概要）

令和 5 年 10 月  
厚生労働省健康・生活衛生局  
生活衛生課

1. 改正の趣旨

○ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「一部改正法」という。）による改正後の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）によって、旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、特定感染症国内発生期間に限って、宿泊しようとする者に対し、施設における感染症のまん延防止対策に必要な協力を要請することができることとなった。

また、宿泊拒否の事由の一つとして、「宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき」が設けられた。

○ 本省令は、一部改正法の施行に伴い、旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）の一部を改正し、

- ・ 厚生労働省令に委任された協力要請の内容等
- ・ 厚生労働省令に委任された実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれがある要求であつて宿泊拒否の事由の対象とするもの

について定めるとともに、その他所要の整備を行うもの。

○ 同様に、法第 6 条において、宿泊者名簿の記載から職業が削除され、連絡先が追加されたことに伴い、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号）の一部を改正し、厚生労働省令に委任された滞在外名簿の内容を定めるもの。

2. 改正の概要

1. 規則の改正関係

（1）特定感染症の患者等に該当するかどうか明らかでない場合に報告する事項及びその方法

○ 特定感染症国内発生期間において、旅館業の施設内の当該特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、営業者は、当該特定感染症の症状を呈している者等のうち、法第 5 条第 1 項第 1 号（特定感染症の患者等（※））に該当するかどうか明らかでない者に対し、特定感染症の患者等に該当するかどうかの報告を求めることができ、医師の診断の結果を含めた報告事項及びその報告方法については、厚生労働省令で定めるとされている（法第 4 条の 2 第 1 項第 1 号イ）。

- この厚生労働省令で定める報告事項は、
  - ・ 医師の診断の結果
  - ・ 当該特定感染症の症状を呈している者については、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項

とし、その報告方法は、原則書面又は電子情報処理組織を使用する方法とし、やむを得ない事情があると認められる場合は口頭での報告も可とする。

(※) 特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第8条（第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいう（宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者（後述（2））を除く。以下同じ。）。

(2) 特定感染症の症状を呈している者等に確認を求めることができる内容

- 特定感染症国内発生期間において、旅館業の施設内の当該特定感染症のまん延防止に必要な限度で、営業者は、特定感染症の症状を呈している者等に対して、旅館業の施設において特定感染症の感染の防止に必要な協力の求めを行うことができることとされている（法第4条の2第1項第1号ロ）。これを踏まえ、旅館業法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）により、体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認を求めることができることとする予定。
- この厚生労働省令で定める事項は、特定感染症が現に発生している外国の地域での滞在の有無、媒介動物との接触の有無、特定感染症の患者等との接触の有無、特定感染症の症状を呈している者にあつては特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうかとする。

(3) 特定感染症の患者等のうち、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないもの

- 宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者（法第4条の2第1項第2号）は、特定感染症を人に感染させるおそれがほとんどないと医師が診断した者とする。

(4) 体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項

- 特定感染症国内発生期間において、旅館業の施設内の当該特定感染症のまん延防止に必要な限度で、営業者は、法第4条の2第1項第3号に掲げる者に対して、健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認を行うことができるとされている（法第4条の2第1項第3号）。
- この厚生労働省令で定める事項は、特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者かどうかとする。

(5) 実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求

- 法第5条第1項第3号が新設され、宿泊拒否の事由の一つとして、「宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき」が設けられた。
- 「厚生労働省令で定めるもの」については、次の各号のいずれかに該当するものであつて、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。
  - ・ 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
  - ・ 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であつて、当該要求をした者の待遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

(6) 宿泊拒否の理由等の記録

- 一部改正法附則第3条第2項において、営業者は、当分の間、法第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、厚生労働省令に定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。
- 当該記録の方法については、書面、当該営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより作成し、記録の作成日から3年間保存するものとする。

(7) その他所要の改正を行う。

## 2. 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の改正関係

- 法第6条において、宿泊者名簿の記載事項から職業が削除され、連絡先が追加されたことから、滞在者名簿の記載事項を職業から連絡先に変更するものとする。

## 3. 根拠条項

- 一部改正法附則第3条第2項、法第4条の2第1項第1号イ、第2号及び第3号、第5条第1項第3号、令第5条第2号並びに旅館業法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の国家戦略特別区域法施行令第13条第6号

#### 4. 施行期日等

- 公布日：令和5年11月（予定）
- 施行期日：一部改正法の施行の日